

横浜市内高齢者施設・介護事業所

運営法人代表者様

管理者 様

横浜市健康福祉局高 齢 施 設 課 長

介護事業指導課長

高齢者施設・介護事業所におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

日頃より、本市高齢者福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 3 月 13 日以降のマスク着用に関して、令和 5 年 2 月 15 日厚生労働省より事務連絡「マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について」については、各施設・事業所へ連絡済みですが、同通知の趣旨を踏まえ、適切な対応を行うよう改めてお願いいたします。

<基本的な考え方>

マスク着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とした上で、特に高齢者施設等におけるマスク着用の取扱い等については、次のとおりとします。

- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く生活する高齢者施設や介護事業所等の従事者については、勤務中（※）のマスクの着用を推奨します。

※ 勤務中であっても、従事者にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各高齢者施設等の管理者等が適宜判断いただくようお願いいたします。

- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものですが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従事者にマスクの着用を求めることは許容されます。なお、その場合には、丁寧な説明をお願いします。

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。

なお、厚生労働省の通知にあるとおり、本市としても市民の皆様に、高齢者等重症化リスクが高い方が多く生活する高齢者施設等への訪問時にはマスクの着用を推奨しています。このため、高齢者施設等への面会者等へのマスク着用をお願いすることは差支えありませんが、感染防止対策の趣旨を踏まえた丁寧な説明をお願いします。

【参考資料】

- ・「マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について」（令和 5 年 2 月 15 日厚生労働省事務連絡）
- ・「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日厚生労働省事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策」リーフレット

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.files/0306\\_20230222.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.files/0306_20230222.pdf)

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課

TEL:045-671-3413（居宅サービス）

TEL:045-671-3466（地域密着型サービス）

担当：横浜市健康福祉局高齢施設課

TEL:045-671-3923・4117（施設・居住系サービス）